平成19年5月25日

各 位

会 社 名　　ＴＰＲ帝国ピストンリング株式会社
代表者名　　取締役社長　平出　功
コード番号　　６４６３（東証第一部）
問合せ先　　執行役員経営企画室長　臼居正昭
電　　話　　０３－５２９３－２８１１

当社取締役および執行役員に対するストックオプション報酬額及び内容の件

当社は平成１９年５月２５日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員に付与するストックオプションの報酬額と内容について下記の様に決議しましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．取締役への付与

当社取締役に対し、報酬として新株予約権を年額２５百万円の範囲で付与することにつき、平成１９年６月２８日（木）開催予定の当社第７４回定時株主総会に付議します。

１．新株予約権割当の対象者

６月２８日開催の第７４回定時株主総会で選任予定の取締役７名（社外取締役１名を除く）に割当てるものといたします。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　　４２，０００株を１年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

３．新株予約権の数

４２０個を１年間の上限とする。

なお、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、１００株とする。

（ただし、前項２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

４．新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ　モデルにより算定します。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１株あたりの払い込み金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に１．０５を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割り当て日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込み金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

６．新株予約権を行使することができる期間

平成２１年７月１日から平成２４年６月３０日まで

７．新株予約権の行使の条件

①任期満了による地位喪失後１年６ヶ月は行使可能とする。

②新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。

③新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。

④その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注）上記の内容については、平成１９年６月２８日開催予定の当社株主総会において承認可決されることを条件とします。

Ⅱ．執行役員への付与

当社執行役員に対し、報酬として新株予約権を年額１５百万円の範囲で付与します。

１．新株予約権割当の対象者

執行役員１２名に割当てるものといたします。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　　２８，０００株を１年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

３．新株予約権の数

２８０個を１年間の上限とする。

なお、新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、１００株とする。

（ただし、前項２．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

４．新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ　モデルにより算定します。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１株あたりの払い込み金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に１．０５を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割り当て日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込み金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

６．新株予約権を行使することができる期間

平成２１年７月１日から平成２４年６月３０日まで

７．新株予約権の行使の条件

①任期満了による地位喪失後１年６ヶ月は行使可能とする。

②新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。

③新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役員との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以上